

蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱

(平成29年 1月27日 市長決裁)

(設置)

第1条 蒲生北部地区における産業集積の形成及び活性化を図るため本市が行う同地区内の市有地の譲渡及び貸付けに関し、当該市有地を譲受け、又は借受ける事業者の選定を適正に行うため、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 事業者の選定に当たっての審査の方法及び評価基準に関すること
- (2) 事業者からの提案の審査及び事業者の選定に関すること

(組織)

第3条 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、経済又は環境に関する学識経験を有する者、財務に関し識見を有する者及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、選定委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員長は、審議を行う事業者からの提案の規模

等を考慮して、会議を招集する必要がないと認めるときは、書面の回議により議事を進めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議の結果等について、市長へ報告する。

(事務局)

第8条 選定委員会の庶務は、経済局イノベーション推進部産業集積推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から実施する。

附 則（令和3年7月20日改正）

この要綱は、令和3年7月26日から実施する。

附 則（令和7年3月24日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。